

別表1 本宮市太陽光発電景観デザインガイドライン

本ガイドラインは、資源エネルギー庁が定める事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)及び環境省が定める太陽光発電の環境配慮ガイドラインを踏まえ、事業計画作成の初期段階から地域住民に十分配慮した事業が進められるよう、本市の地域特色に応じた景観保全が図られるよう、太陽光発電施設の位置、意匠・形態、付属設備等、緑化等について設置者及び管理者に求める具体的な対応策を示すものである。

1. 位置

対応策事項

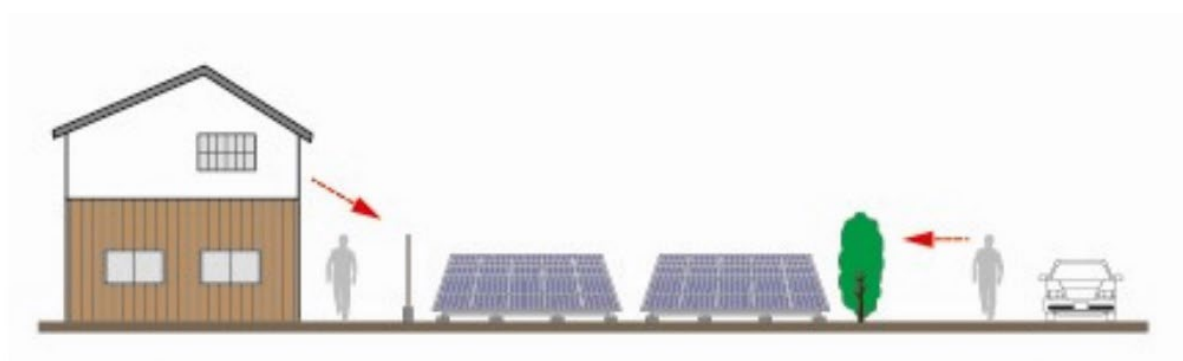
- ・隣接する道路や土地などから太陽光発電施設が容易に見えないよう、植栽やフェンスを施すなどの対策を講じる。
- ・道路境界部・敷地境界部からできる限り後退して配慮するなどの工夫により、民家等への圧迫感や、太陽光の反射などによる周辺環境への影響を軽減するよう努める。

(対応策のねらい)

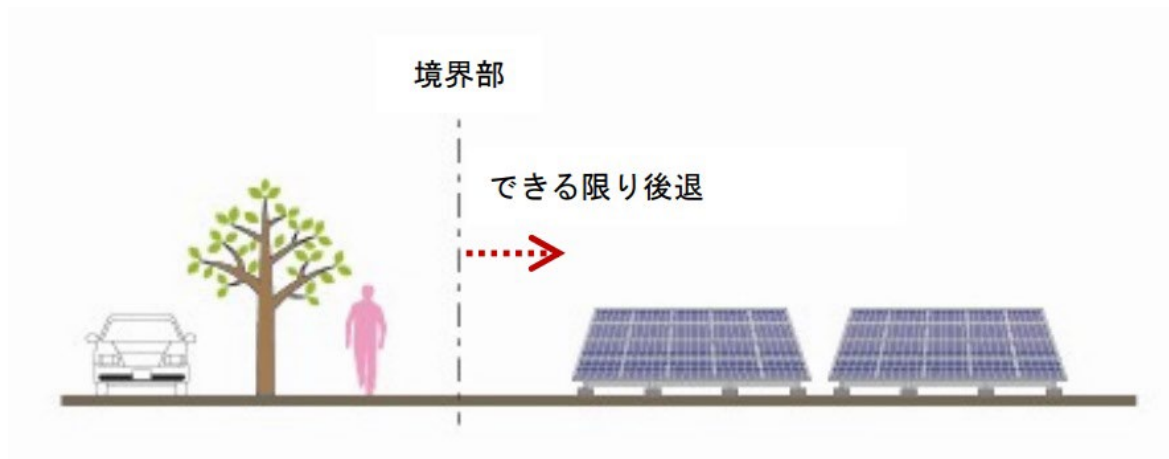
- ・敷地内にパネルが立ち並ぶことにより、周辺の景観に対して人工的な印象や無機質な印象を与えることが懸念される。そのため、歩行者などから容易に見えない工夫を施す必要がある。

(具体的な対応策)

- ・周囲からの見え方に配慮するため、人の目線程度の高さを持った植栽帯や目隠しフェンス等を設置し、居住者や歩行者などから容易に見えない対策を講じる。
- ・太陽光発電施設の位置は、境界部からできるだけ後退し、歩行者などの目線に配慮する。



周囲からの見え方に配慮し、植栽や目隠しフェンスを設置する



周辺環境への影響を軽減するため、道路境界部・敷地境界部からできる限り後退する

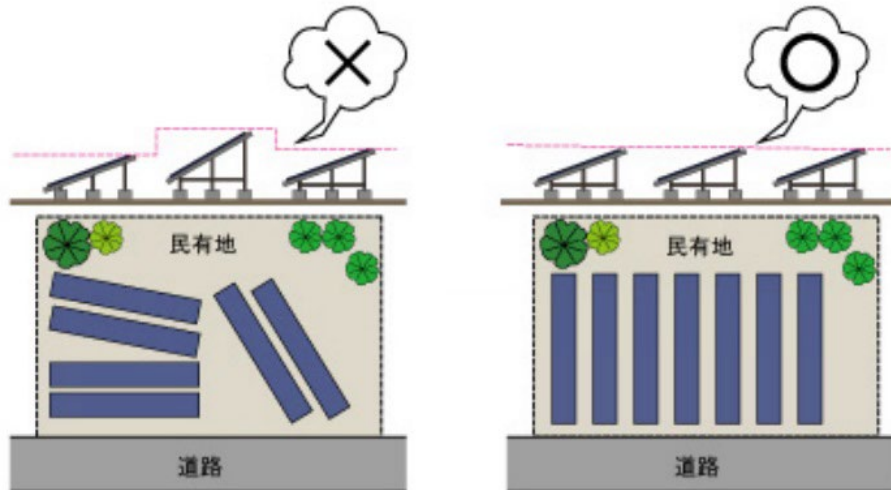
対応策事項
・ 周辺集落や道路からの見え方に配慮し、地形等に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置とする。 ・ 太陽光発電施設の高さは、必要以上に高くないように留意するとともに、統一感のある高さとする。

（対応策のねらい）

- ・ 太陽光パネルの高さや向き、傾斜角度などに統一性がないと雑然とした印象となることが懸念されるため、統一感のある配置に努めること。

（具体的な対応策）

- ・ 太陽光パネルの向きは、地形や敷地形状を踏まえ、揃えるよう配慮する。
- ・ 太陽光発電施設の高さは、設置地盤面から2.0m以下を基本とし、極力高さを揃えるよう配慮する。
- ・ 営農型太陽光発電施設は、パネル下での農作業などに必要な高さ以上にならないよう配慮する。
- ・ 太陽光発電施設を他の用途（カーポートなど）と兼用する場合は、その用途に必要な高さ以上にならないよう配慮する。



太陽光パネルの傾斜や向き、高さなどを揃え、統一感があるものとする

対応策事項

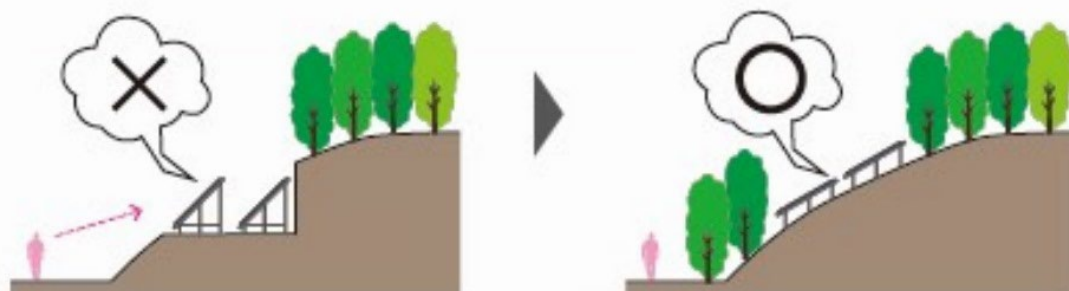
- ・山頂や尾根線、稜線等での設置を避ける。やむを得ず設置する場合は、太陽光発電施設が突出しないようにする（土地の形状に違和感を与えない）。

（対応策のねらい）

- ・山頂や稜線などに太陽光発電施設が設置されると、太陽光パネル等が周辺から突出した印象となりやすく、周囲の自然環境への影響が懸念される。そのため、周辺の景観になじむよう配慮する。

（具体的な対応策）

- ・自然景観を保全するため、地形等の改変は最小限とする。
- ・周辺からの視線に配慮するため、現状の地形を生かすことや、見えにくい位置に配慮するなどの工夫を図る。



地形の改変は最小限に抑え、周辺から視認しづらいよう配慮する

対応策事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・地域の歴史的・文化的景観資源との近接を避け、また、その周辺から望見できないようにする。 |
|--|

(対応策のねらい)

- ・歴史的建築物や文化的資源が存在する区域では、太陽光パネル等が周辺の景観となじみにくいことがある。そのため、歴史的・文化的景観資源との近接を避けることや、その周辺から望見されないようにする必要がある。

(具体的な対応策)

- ・公共空間などから歴史的・文化的景観資源を望見する際に、太陽光パネル等が目に入らないような位置に設置する。



歴史的・文化的景観資源との近接を避ける

2. 意匠・形態

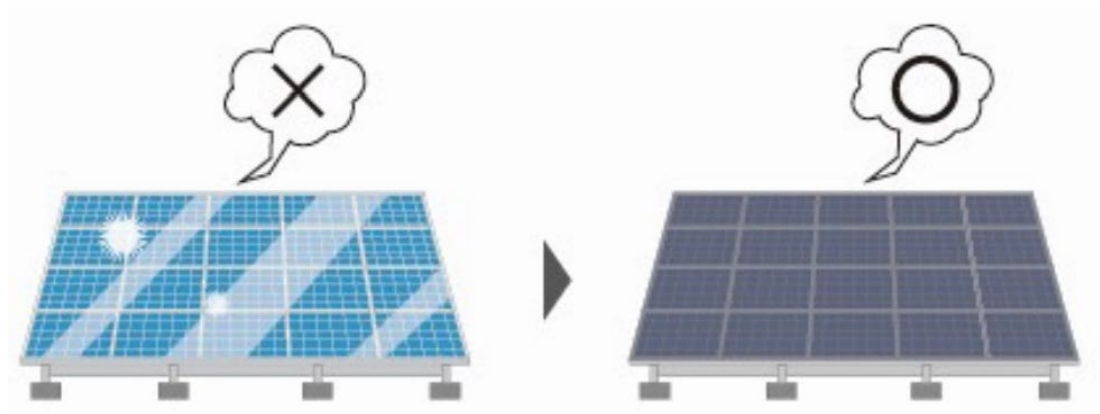
対応策事項
・ 太陽光パネルは、低反射性のものを使用する。 ・ 太陽光パネルは、模様が目立たないものを使用する。

(対応策のねらい)

- ・ 太陽光パネルは、太陽の光などの反射により、周辺から目立つ存在となりやすいため、周辺の景観から突出しないよう配慮する必要がある。

(具体的な対応策)

- ・ 太陽の光が反射しにくいものや模様が目立たない太陽光パネルを使用する。



太陽の光が反射せず、パネルの模様が目立たないものを使用する

3. 付属設備等

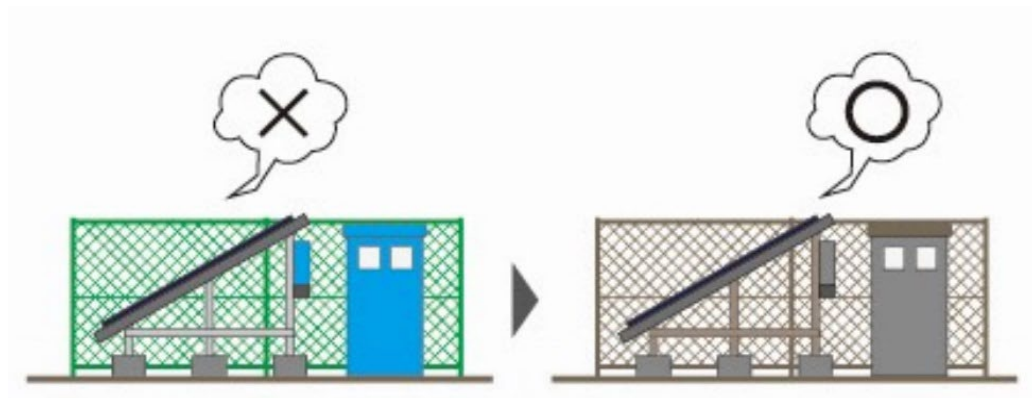
対応策事項
・太陽光発電施設の付属設備（パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等）や防草シートの色彩は、周辺の景観と調和した色彩とし、低彩度で統一する。 ・道路境界部・敷地境界部からできる限り後退して配置するなどの工夫により、周辺環境への民家等への圧迫感の軽減に配慮する。

（対応策のねらい）

- ・太陽光発電施設を設置する際には、太陽光パネルだけでなく、パワーコンディショナーや分電盤、フェンスなどの付属施設も含め、景観へ配慮する。

（具体的な対応策）

- ・付属設備自体が周辺から突出しないよう、形状、配置、規模、色彩などに配慮する。
- ・色彩については、目立ちにくい低彩度の色彩で統一を図る。
- ・配置については、歩行者などの目線に配慮するため、境界部から後退するなど工夫する。



付属設備の色彩は、色数を絞り、低彩度に統一する

4. 緑化等【特に留意すべき事項】

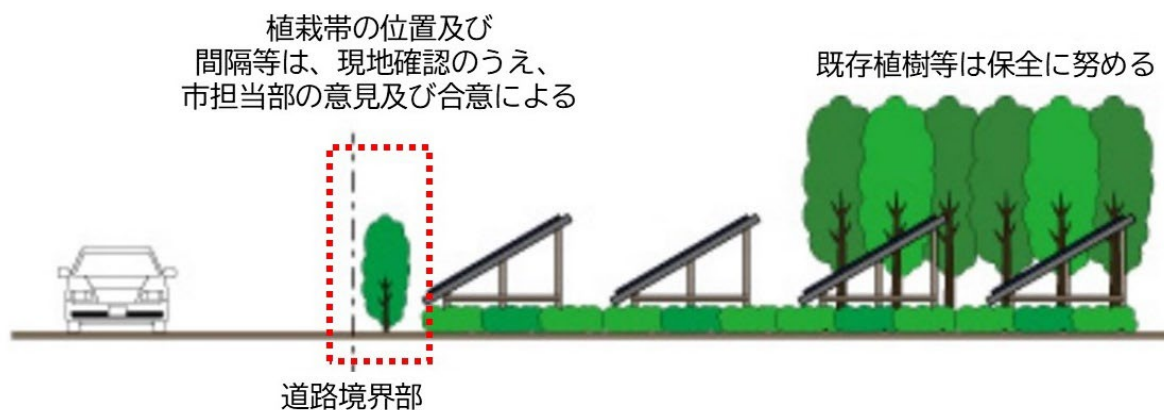
対応策事項
・ 樹木の伐採は、最小限となるよう配慮し、既存樹木等の保全に努める。 ・ 太陽光発電施設の目隠しとなるよう、周辺に植栽を施し、敷地内緑化を図るとともに修景に配慮する。 ・ 国道・県道及び交通量の比較的多い市道沿いには、植栽帯を設ける。

(対応策のねらい)

- ・ 土地に自立する太陽光発電施設は、敷地面積が大きい傾向があり、周辺の環境に与える影響も大きくなる。そのため、敷地の境界部付近 (設置敷地内)に周辺の景観となじむための配慮が必要。

(具体的な対応策)

- ・ 山頂や尾根線部など自然景観が広がる場所に設置する場合は、自然景観に配慮するため、既存樹木の伐採量が最小限となるよう、太陽光発電施設の面積や配置の工夫を図る。
- ・ 周辺に与える太陽光発電施設の存在感を軽減するため、周辺に植栽を施し、敷地内緑化を図ること。特に、国道・県道及び交通量の比較的多い市道沿いには、植栽帯の設置を求めるものとする。



敷地内の積極的な緑化を図る。道路沿いには植栽帯を設置する

